

# 政策資料

No.232

《復刊127号》  
1986年1月1日

巻頭言 嶋崎 譲 ..... 1

## 特 集

- 「共済年金四法案」 ..... 2
- 「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案」に対する衆議院本会議における代表質問 ..... 14
- 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案提案理由及び要綱 ..... 17

## 資 料

- 人権週間にあたって（アピール） ..... 19
- 男女雇用機会均等法と「改正」労働基準法の指針・省令案についての要請 ..... 20
- 男女雇用機会均等法施行(1986.4.1)にともなう指針・省令案(1985.10.31)  
その問題点 ..... 21
- 男女雇用機会均等法施行にともなう  
女子労働基準規則「改正」案と  
その問題点 ..... 32

日本社会党政策審議会



## 激動の一九八六年

嶋崎譲  
政策審議会会長

かえし、「軍縮・内需主導型予算」

編成を要求してきたにもかかわら

しに低下しつつある。

「驕れるものは久しからず」と  
いうが、今年は、中曾根総理がす  
すめてきた「戦後政治の総決算」

は「中曾根政治の総決算」にとつ  
て代り、中曾根内閣は崩壊するで  
ある。民心から離れた中曾根政  
治は与党内部の矛盾を拡大、野党  
の結束をうながし、ひいては総退  
陣に追いこまれることになるから  
である。

中曾根内閣が意図したGNP一  
%枠撤退の決意も六一年度予算編  
成の過程では後退させられ、靖国  
神社への公式参拝も秋の行事には  
実現できず、いわゆる「スペイ防  
止法」案も廃案に追いこまれた。  
違憲判決にもとづく衆議院の定数  
は正、六・六案も葬られるにいた  
つた。中曾根総理の指導力は日増  
しようとしていない。わが党がくり

は、六一年度予算編成にあたつて  
も、国民生活の先行き不安に答え  
て景気刺戟する積極財政政策をと  
ろうとしていないことに示される。  
この結果、勤労国民の所得とくに

地元別格差がさらに拡がるうと  
予想される。中小企業の倒産や雇  
傭不安が拡大し、産業別企業別、  
とが重なって、日本経済は実質二  
%～三%台成長にとどまることが  
等しい。第一には所得の再配分の  
機能の放棄である。年金、医療、  
社会的弱者救済など社会保障政策  
の見なおしとその抑制がそれであ  
る。第二には、資源の再分配機能  
の放棄である。住宅・社会資本の  
充実のための政策の抑制がそれで  
ある。そして、第三に、景気の調  
整機能の放棄である。財政を通じ  
て景気刺戟する積極財政政策をと  
らずとしていることになる。

わわれわれは、反核・軍縮・護憲・  
平和、内需拡大で国民生活の安定  
化の実現をめざし、中曾根政治を  
総決算しなければならない。

(しまざきゆづる・衆議院議員)

可処分所得の停滞による生活不安、  
高齢化社会に対応できるかどうか  
の不安、就業機会を確保できるか  
どうかの不安、高学歴社会に耐え  
うるか子どもたちの教育への不安  
など国民諸階層に不安が増幅しつ  
つある。強いものの生きのび、  
社会的に弱い立場にある人がとり  
のこされる。

一九八六年は激動の年となる。

六月に予定される参議院選挙を節  
目に大きな地殻変動をもたらさね  
ばならない。この選挙の動向いか  
んが、GNP一%枠突破、軍事大  
国化への道を歩むか、それとも反  
核・軍縮・護憲の道を歩むのか、  
また日米経済摩擦の激化と生活不  
安の増大の経済政策か、それとも  
国際的均衡、福祉社会の創造、社  
会的成长をめざす経済政策か、の  
いずれかを選択することになる。

## 特集

# 「共済年金四法案」

## 共済年金四法案四常任委員会審議に当つての問題点

(一九八五、七、二四)

(注)自民党の共済法案の審議協力についての申入れに対する社会党の見解

(三) 恩給がらみの共済年金の整理をどうするか

(1) 共済年金の「通年方式」による再計算—スライド停止  
(2) 共済の既裁定者の既得権との関係

共済の方が厚年よりも保険料が高い。厚年方式による年金再計算は逆の「格差」にならぬか

(3) 臨調答申、制度審答申の処理  
(4) 旧軍人、旧官吏—無定量の服務||國家補償関係

(四) 四共済年金法にまたがる具体的問題点  
(1) 職域年金部分千分一・五の根拠は何かなぜ千分二にしないのか  
(2) 職域年金と公務員の(禁固・停職)処分

関係

——通年方式採用と官民格差是正と矛盾せぬか

(3) 国共済と地共済、農林、私学の平均報酬の計算方式  
(4) 共済関係(六〇歳~六五歳)の雇用計画

——本俸×補正率(二五%)でまとめられ

- (1) 「昭和七〇年公的年金一元化」の内容とスケジュール  
(2) 自民党年金調査会案の昭和六五年の共済一元化は閣議決定には消えているが——迄—昭和六五年度以降どうするか?  
(3) 國鉄共済の財政調整計画—昭和六四年度  
(4) 厚生年金との統合の内容  
(5) 共済年金開始(本則)六五歳は昭和七三年以降実施か

- (1) 共済年金加入者は現在の三三二人→二〇万人以下体制  
現行の財政調整計画を改正するのか

るか

- (4) 併給調整—昭和六一、三、三一までに死没した者は併給

- 四、一以降死没者は併給調整—経過措置が必要ではないか

その他

- (5) 以上のほか、基礎年金導入によって共済年金の長期安定ができるか。負担と給付の均衡が実現できるか。

- (1) 基礎年金導入による国民年金の建直しができるか
- ・定額保険料の欠陥・個人勧誘（私的保険同様の）
- (2) 共済年金改正で妻＝婦人の年金権確立ができるか
- (3) 基礎年金の費用を「保険方式」で充足できるか
- (4) 社会党が参院段階で示した「基礎年金の検討」を昭和六五年、昭和七〇年、五年毎の財政再計算期までに実施し、制度審の昭和五二年建議を採用して「税方式による均一年金」に移行すべきではないか。

- (注) 検討項目
- ① 基礎年金の性格（最低保障年金）
- ② 国庫負担の在り方（税方式＝基礎年金税）
- ③ 特別会計（俗に外バキ）

- (4) 無年金の解消（保険料免除者に対する国負担制度の拡充）

一九八五・一一・二六

## 共済四法案に対する修正事項等について

日本社会民主党

げについて

職域加算部分の乗率を千分の一・五から千分の二・〇に引き上げる

### 一、公的年金一元化計画について

#### (一) 政府の一見解について

- 二、国鉄共済年金財政の安定について
- (一) 国鉄共済における当面の課題（①職域年金の加算②みなし従前額補償ルールの適用③船員の経過措置等の適用）の解決

五、職域加算部分の保険料負担割合について  
職域加算部分の保険料負担割合について  
は、厚生年金基金等の労使負担割合を勘案して、労使折半を改める（三対七とする）

### 三、基礎年金について

#### (一) 国年・厚年法改正における（附則修正）

を一層明確化する

- (二) 基礎年金の財源は国庫負担とし、当面、国庫負担率を段階的に増大させ、時期を明示して全額国庫負担とする

六、算定基礎について  
国公共済、地公共済とも平均月収の算定は、「平均本俸×補正率（手当率）」とする

### 七、既裁定者のスライド停止について

既裁定者は、現行制度の適用とし、スライド停止は行わない

### 四、職域加算部分（千分の一・五）の引き上

#### 八、支給開始年齢本則六五歳について

退職共済年金及び基礎年金相当額の支給開始年齢は本則六〇歳とする

#### 九、特別支給期間の国庫負担について

六〇歳から六四歳の退職共済年金の特別支給にあたつては、基礎年金相当部分について、基礎年金と同様の国庫負担を行う

#### 一〇、懲戒処分等による支給一部停止について

懲戒処分等による職域加算部分の支給停止措置について、これを行わない

#### 一一、併給調整について

併給調整の実施にあたつては、一律の併給禁止ではなく、併給限度額を設定して、一部不支給とする経過措置を設ける

#### 一二、特定消防職員等の支給開始年齢の特例について

特定消防職員の五五歳特別支給制度は維持する

#### 一三、年金のスライドについて

「賃金スライド」を明確にする

#### 一四、減額退職年金について

減額退職年金については現行どおりとする

#### 一五、その他

(一) 公的負担の四分の一カットについては速やかに返済する  
(二) 共済短期保険料の負担割合について、組合に

合健保、政管健保の負担割合、国庫負担の実情を勘案し、組合員の負担割合を見直す  
(三) 恩給制度との調整をはかる  
(四) 財政投融資の根本的改革をはかる

一九八五・一一・二九

## 共済四法案に対する共同修正要求事項等

日本社会党・護憲共同  
公明党・国民会議  
民主党・国民連合  
社会民主連合

#### 一、職域加算部分（千分の一・五）について

こと

(1) 職域加算部分の乗率を千分の一・〇に引き上げる  
(2) 職域年金部分については、二五年未満二分の一を廃止し、加入年数に応じた支給に改めること。

#### 三、既裁定者のスライド停止について

(1) 既裁定者は、現行制度の適用とし、スライド停止は行わない

#### 四、懲戒処分等による支給一部停止について

(1) 懲戒処分等による職域加算部分の支給停止措置について、これを行わない  
(2) 公務に関係のないNTT等の禁固刑による支給停止は廃止する  
(3) 支給停止は、遺族にまで及ぼさないこと

(1) 併給調整について  
併給調整の実施にあたっては、一律の併給禁止ではなく、併給限度額を設定して、一部不支給とする経過措置を設ける

(1) 国鉄共済におけるみなし従前額補償ルールの適用等の措置を実施する

今後できるだけ速やかに、その内容等につき明らかにすること。

(1) 併給調整について  
併給調整の実施にあたっては、一律の併給禁止ではなく、併給限度額を設定して、一部不支給とする経過措置を設ける

(1) 基礎年金について  
基礎年金の水準、費用負担のあり方等についても、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

(1) 基礎年金について  
基礎年金の水準、費用負担のあり方等についても、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

六、特定消防職員等の支給開始年齢の特例について

(1) 特定消防職員の特別支給制度の廃止は、六〇歳まで勤務しうるよう労働環境の改善等抜本的措置を条件とする

七、年金のスライドについて

(1) 「賃金スライド」を含むことを明確にする

八、厚生年金水準との均衡について  
組合員期間が六ヶ月以上一年未満で障害者となり、障害年金を受けていない過去の障害者等についても、改正法施行日以降、従前の厚生年金の場合に準じ、障害年金を支給する

九、職域年金の自由設計について

(1) NTT、たばこ、私学、農林については、職域年金の自由設計が可能な制度とする

一、基礎年金について  
基礎年金の水準、費用負担のあり方等についても、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

二、その他の改正する法律案に対する附帯決議  
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。  
一、今回の改正は、共済年金制度の抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。  
一、今回の改正法では、共済年金の政策改定の根拠につき、賃金の変動という要素が明らかに規定されていないが、政策改定を行うに当たっては、この点につき十分配慮すること。  
一、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。  
一、職域年金相当部分の支給要件については、その緩和を図ること。  
一、懲戒処分等による給付制限措置についても、今回の改正後、本人の掛金相当部分については行わないこととする。

三、国家公務員等共済年金、私立学校教職員共済年金及び農林漁業団体職員共済年金と

一〇、国鉄共済年金について

地方公務員等共済年金との間において、算定基礎のとり方に差異があるが、各制度の間の水準に差異が生じないよう調整を図ること。

一、所得制限の具体的な運用に当たっては、退職者と現役公務員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。

一、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について、次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

一、自衛官については、その職務の性格から若年定年制とならざるを得ず、これが掛金に反映されることになるが、この点につき今後研究を重ね、何らかの解決策を講ずること。

一、民営化されたNTT、日本たばこの職域部分については、今後公的年金一元化を進める過程で検討を加えること。

一、国鉄の職域年金については、年金財政及び国鉄財政の動向等を見きわめ、設置することを将来検討すること。

一、社会経済情勢の変化をふまえ、財政投融資の見直しについて検討すること。

一、NTT、たばこ共済組合は、引き続き現共済制度を存続し、積立金の自主運用を行うこと。

五、今回の改正における職域相当部分の根拠、

## 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和六十年十一月二十九日  
衆議院地方行政委員会

政府は、本法の施行にあたり、左の諸点について善処すべきである。

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として明らかにされていないので、今後できるだけ速やかに、負担の問題その他その内容等につき明らかにすること。こ

の場合現行共済制度の存続及び積立金の自主運用の推進等を引き続き図ること。

三、基礎年金の水準、費用負担のあり方等について、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。なお、国の四現業及び地方公営企業の公的負担のあり方について検討すること。

四、今回の改正が行われると、共済年金と恩給との間に大きな相違が生ずるので、恩給制度についても、公的年金制度の改正をふまえつつ、検討を加えること。

五、今回の改正における職域相当部分の根拠、

水準が必ずしも明瞭でないので、この点につき、人事院等の意見もふまえ、見直しに關して検討すること。

六、今回の改正法では、共済年金の政策改定の根拠につき、賃金の変動という要素が明らかに規定されていないが、政策改定を行うに当たっては、この要素を明らかに規定するよう十分配慮すること。

七、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

八、職域年金相当部分の支給要件については、その緩和を図ること。

九、懲戒処分等による給付制限措置については、今回の改正後、本人の掛金相当部分については行わないこととする。

十、所得制限の具体的な運用に当たっては、退職者と現役公務員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。

十一、併給調整については、その実施過程における問題を見極めて、再検討すること。

十二、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

十三、特定消防職員の支給開始年齢の段階的引上げに当たっては、消防職員の体力練成への配慮、適正な人事交流の推進等、六〇歳まで安んじて勤務ができるよう、条件整備に努めること。

十四、国鉄職員を地方公共団体が受け入れる場合には、これらの者に係る年金支給に要する費用のうち、追加費用は、旧国鉄等において負担し、国鉄共済期間に係る費用については、完全にその資金の移換を行うなど地方公共団体及び組合員の負担とならないよう措置すること。

また、これらの方に係る退職手当支給に要する費用のうち国鉄在職期間に係るものについては、地方公共団体の負担とならないよう措置すること。

右決議する。

#### 農林漁業団体職員共済組合法の一 部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本制度の長期的安定と円滑な運営を確保するため、左記事項に十分な検討を加え、その実現を図るべきである。

#### 記

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

一、公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として明らかにされていないので、

今後できるだけ速やかに、その内容等につき明瞭にすること。

三、基礎年金の水準、費用負担のあり方等について、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

四、今回の改正では、共済年金の政策改定の根拠につき賃金の変動という要素が明確に規定されていないが、政策改定を行うに当たっては、この点につき十分配慮すること。

五、今回の改正における職域年金相当部分の根拠、水準が必ずしも明確でないので、この点につき、社会経済情勢の推移、他の共済年金制度との均衡等を考慮して引き続き検討を行うこと。

なお、職域年金相当部分の支給要件については、その緩和を図ること。

六、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

七、併給調整については、その実施過程における問題を見極めて再検討すること。

八、生計維持関係の要件については、制度間の不均衡の是正に努めること。また、被扶養配偶者の認定基準については、適正なものとするよう検討すること。

#### 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

九、本制度の今後の改善に当たっては、公的

団体の育成及び団体職員の人材確保を図るというねらいが損われないよう制度維持に万全を期すること。

十、本制度の長期的安定に資するため、所要財源率の確保に努めるとともに、組合員の急激な負担増をともなわないよう配慮すること。

十一、農林年金財政の健全化に資するため、今後とも必要な補助額を確保し、行革関連特例法に基づく国庫補助の縮減額については、適正な利子を付して速やかに返還するよう努めること。

十二、一定期間を超えて雇用される臨時職員の組合加入を一層促進するよう指導すること。

十三、年金の支給開始年齢の引き上げに対処し、農林漁業団体の経営基盤を強化して、農林漁業団体職員の定年延長を図る等雇用条件の改善につき適切な指導を行うこと。

右決議する。

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として明らかにされていないので、今後できるだけ速やかにその内容等について明らかにすること。

三、基礎年金の水準、費用負担の在り方等については、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

四、今後の年金額の改定にあたっては、賃金の変動という要素を取り入れるよう十分配慮すること。

五、今回の改正における職域年金相当部分の根拠、水準が必ずしも明瞭でないので、この点につき、人事院の意見もふまえ見直しに努めること。

六、既裁定者の通年方式の切り替えにあたつては、一般方式適用者の裁定額切り下げについて、激変緩和措置を講ずるとともに、今後の経済変動等によつて必要が生じた場合においては速やかに再検討を図ること。

七、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

八、職域年金相当部分の支給要件については、その緩和を図ること。

## 1 「共済四法案」に対する総評の基本的態度

# 一〇三臨時国会に提案されている「共済四法案」に対する総評の基本態度

総評は、公務員、公労協傘下の労働者を中心、民間単産の協力を得ながら、つぎの四点を基本的態度として確認し、運動と取り組

### 〔参考資料〕

- 九、懲戒処分等による給付制限措置については、その緩和に努めること。
- 十、併給調整、所得制限の実施にあたつては、低額年金者の生活等を勘案し、必要に応じ再検討を図ること。
- 十一、所得制限の具体的な運用にあたつては、退職者と現任教職員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。
- 十二、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について、次の見直しの時点までに調整するよう努めること。
- 十三、私立学校教職員の給与の実態にかんがみ、施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与月額を算定する場合には、厚生年金方式による施行日前の組合員期間の平均額を下回ることがないよう所要の対策を講ずること。
- 十四、私立学校の特殊事情にかんがみ、六十五歳以上の在職者に厚生年金と同様に退職共済年金が支給できる措置を速やかに講ずること。
- 十五、年金の算定基礎額となる平均標準給与月額の計算にあたり、退職前一年の平均から全期間に改めることによる減額の度合が私学共済の場合は特に著しいので、なんらかの激変緩和措置を講ずること。
- 十六、私学共済組合が公的年金制度として整合性ある発展を図るため、その制度等に関する重要事項を審議する文部大臣の諮問機関の設置を検討すること。
- 右決議する。

む。

(1) 「共済四法案」については、制度発足以來の改悪であり、成立阻止の立場を堅持して闘う。

(2) 「共済四法案」の問題点については、すでに改悪された厚生年金、国民年金とも共通する問題点も多いので、別項、「共済四法案」にたいする総評の見解」にもとづいて、きめ細かい国会追及をおこなっていく。

(3) 共済年金を含む、日本の年金制度の弱点や矛盾を、労働組合の立場からも見直すべきものは見直すという観点にたち、総評としての年金政策の討議を深めつつ、政府案と対置していく闘いを進める。

(4) 「共済四法案」の審議を通じて、「国民年金法等改正案」成立にともなう国民年金、厚生年金改悪の問題点をあらためて明らかにする。したがって、今次共済年金改悪反対闘争は、全公的年金制度の改革をもとめる闘いであるという観点を院内外の運動の軸としていく。

2 「四共済法案」および成立させられた厚生年金、国民年金の問題点と、総評の考え方

① 「基礎年金」（厚生年金、国民年金にも共通する）の問題点

(1)

無年金者が生まれる。

この法案では、国民年金保険料未納、滞納者の解消対策が無い。資格期間も二五年と長期であり、低所得層、経済的に恵まれない層ほど年金に結びつかないという大きな問題点がある。現在問題になつてゐる無年金者がますます増える。

(2)

給付の格差が生まれる。

定額給付ではなく、加入期間により計算されるため、給付格差が生じる。基礎的な年金は、高齢者の最低限の生活保障を行なうものであり、定額とすべきである。

(3)

生活保護よりも低い水準であり、厚生年金、共済年金では、単身者で四八%も年金額が低くなる。

① 四〇年加入で五万円は、高齢者の生計費を勘案すれば、低水準にすぎる。少な

くとも生活保護水準を上まわる必要がある。(一九八五年度、老人単身世帯一級地で生活扶助六〇、〇二〇円、老齢加算、住宅扶助をいれると一一万七、一二〇円)

② また、個人単位の年金とすることはよいが、単身者世帯と夫婦世帯の生計費は一对二ではなく、高齢単身者については加給制度が考えられるべきなのに配慮されていない。

(3)

自営業者、五人未満事業所労働者などは、基礎年金のみの支給となり、二階部分（付加年金、地域年金等）がないため、低すぎる給付となる。

④ 厚生年金、共済年金の定額部分は「基礎年金」に移行するが、このことにより単身者レベルで四八%の給付切下げが行なわれる。

い。)

現行（定額部分）	改悪（基礎年金）
$2,400 \text{ 円} \times 480 \text{ カ月}$	$1,250 \text{ 円} \times 480 \text{ カ月}$
$\div 12 = 9 \text{ 万} 6,000 \text{ 円(月)}$	$\div 12 = 5 \text{ 万円(月)}$
48%切り下げ	

(4) 雇用の実態を無視した本則六五歳の支給

開始年齢

- ① 本則六五歳（ただし、厚生年金、共済年金の基礎年金相当部分は、六〇歳から特別支給）とされているが、支給開始年齢は定年と結合される必要があることを無視している。

- ② 厚生年金、共済年金の定額部分は、夫と妻それぞれの基礎年金に再編成したとしているが、新制度では、この基礎年金は夫・当面六〇歳（特別支給）、妻六五歳となり、夫婦が同年齢であっても、夫の退職後（六〇歳定年の場合）五年間は妻基礎年金部分が支給されず、給付水準は切り下げられる。なお、夫が妻より歳上である場合が多いため、この夫の退職後の妻の基礎年金未支給期間はさらに長くなる。

(5) 保険料が高く、所得両配分の機能が無い

- ① 保険料が定額制であり、所得比例ではないため、所得再配分機能が全くない。
- ② 財政負担について、自営業者等の負担の限界を考慮せず、単純な賦課方式（五万円×%÷二・五六人=一万三、〇〇〇円）※%は1/3国庫負担を差し引いたもの。二・五六人は将来的な年金受給者に対する加入者の割合）を用いて、単身者は著しく均衡を欠いている。

一万三、〇〇〇円、夫婦世帯二万六、〇〇〇円（年額で、それぞれ一五万六、〇〇〇円、三一万二、〇〇〇円）という高い掛金として設計されている。

- ③ 高額保険料は未納者、滞納者を必然的に生みだし、無年金者を増大させるともに、厚生年金、共済年金加入者の負担を増大させる。

(6)

① 国の負担を減らし、厚年、共済から不均衡、多額の拠出金を出させる財政調整

- ② 財政負担の大きな部分を厚生年金から財政調整、財源流用によっており、負担を労働者に転嫁するものである。

- ③ 国民年金の保険料は、昭和六一年四月より、月額六、八〇〇円（昭和五九年度価格）とされているか、拠出金は八、一九八円となっており、国民年金加入者と厚生年金、共済年金加入者の負担が不均衡となっている。

(7)

① 国庫負担を大きく減らしている。

- ② 報酬比例年金の国庫負担ゼロとあわせてとらえると、公的年金への国庫負担は大きく引き下げられる。

- ③ 厚生年金、共済年金の特別支給の基礎年金相当分については国庫負担がなく、年金財源率に直接はねかることとなる。つまり、国庫負担上は支給開始年齢が実質六五歳とされている。

(8) 婦人の年金権は確立されない。

- ① 健保被扶養配偶者は、夫の加入する年金制度が保険料を負担することとされるが、勤労女性と専業主婦の負担の不均衡が解決されていない。
- ② 年間九〇万円をこえる収入のある妻（パート等）の期間は、国民年金保険料納入者となるが、この期間の負担の不均衡（九〇万を越える妻は一五万六、〇〇〇円納入、八九万はゼロ）が解決されていないこと。また、この期間の未納者増大が予想されるが、このことにより年金の給付

付格差、無年金者問題が生じる。

(3) 未婚あるいは離婚の女性、夫が被用者

年金未加入の妻は、国民年金保険料（将  
来的に一万三、〇〇〇円）を長期間納入

しなければ年金受給権が生じない。また、

これに該当する女性は経済基盤が弱い場

合が多く、無年金者の多発が予想される。

(4) 被扶養配偶者の基礎年金は、夫に従属  
した年金であり、この点からも婦人の年  
金権が確立したものとはいえない。

[2]

### 「報酬比例年金」部分の問題点

(厚生年金にも共通する)

(1)

年金額が単身者で三六・六% 夫婦世帯  
で一四・五%も切り下げられる

① 基礎年金および退職共済年金の合計  
は、職域年金部分 ( $1.5/1000$ ) をふくめて  
も、現行制度より、単身者で三六・六%  
夫婦世帯(妻公的年金未加入の場合)  
一四・五%の切り下げとなる。

モデル=退職時賃金32万3000円、全期間平均月収25万9000円、40年加入

〔現行法〕  $323,000 \text{ 円} \times 70/100 = 226,100 \text{ 円}$  (A)

〔改正法〕  $259,000 \text{ 円} \times 0.9/1000 \times 40\text{年} + 1250\text{円} \times 40\text{年} = 143,240 \text{ 円}$  (B)

$259,000 \text{ 円} \times 0.9/1000 \times 40\text{年} + 1250\text{円} \times 40\text{年} \times 2 \text{ 人}$

=193,240 円 (C)

$$B/A = 63.35 \%$$

$$C/A = 85.47 \%$$

厚生年金モデル=標準報酬月額25万4000円、40年加入

〔現行法〕  $254,000 \text{ 円} \times 10/1000 \times 40\text{年} + 2400\text{円} \times 35\text{年}$  (注1)

=185,600 円 (A')

$254,000 \text{ 円} \times 10/1000 \times 40\text{年} + 2400\text{円} \times 35\text{年} + 15000 \text{ 円}$  (注2)

=200,600 円 (A'')

〔改正法〕  $254,000 \text{ 円} \times 7.5/1000 \times 40\text{年} + 1250\text{円} \times 40\text{年}$

=126,200 円 (B')

$254,000 \text{ 円} \times 7.5/1000 \times 40\text{年} + 1250\text{円} \times 40\text{年} \times 2$

=176,200 円 (C')

注1・現行定額部分は35年頭打ち

注2・加給年金・配偶者 1万5000円

$$B'/A' = 68.0\%$$

$$C'/A'' = 87.84 \%$$

(2) 厚生年金と比較して、切り下げ幅が大  
きい。

以上を一覧表にするとつきのようになる。

	共済年金	厚生年金	格差
単身者	63.35%	68.0%	4.65%
夫婦世帯	85.47%	87.84%	2.37%

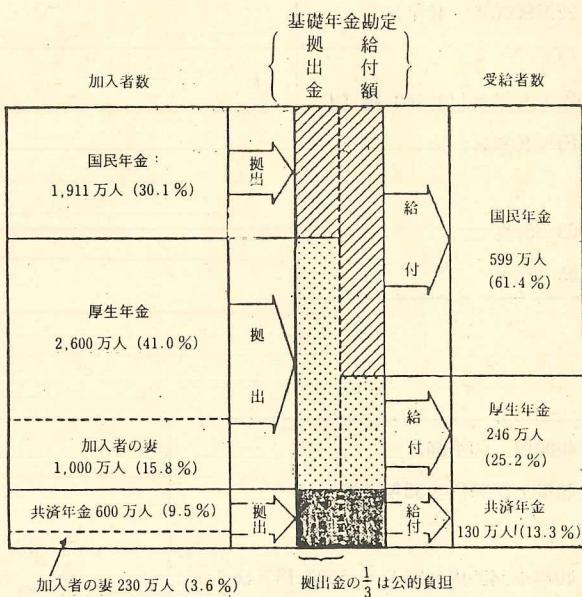
(3) 題  
限界をこえる労働者負担——保険料の間

- ② 雇用実態を無視した本則六五歳の支給開始年齢
- ① 雇用との結合を無視して、本則六五歳としている。とくに、共済年金は退職年金であり、定年年齢の変更がない限り、本則六五歳とするのは制度上矛盾している。
- ③ 六〇歳から特別支給をしているが、その財源はすべて国庫負担なしの労使負担とされており、これが財源率を押し上げ、結局六五歳支給を強要しようとしている。

- ① 保険料（基礎年金部分を含む）の労働者負担の限界が、まつたく考慮されていない。たとえば地公共済の場合、最終的には掛金率一七二・五（保険料率でいうと三四五・〇）程度とされ、厚生年金も最終的に二八九・〇の保険料率になるとされている。
- ② 保険料は労使折半とされており、労使3対7の負担割合とするなど、負担構造の変革が全く考慮されていない。
- ③ 職域年金部分（乗率1.5／1000加算）すら、労使折半負担とされており、民間の職域年金（厚生年金基金等）の負担割合から

- ④ 国庫負担が大幅に減る
- ⑤ 基礎年金への拠出金は、著しく均衡を欠くものとなっている。
- 註）国民年金加入者数は、2,650万人から任意加入者（無業の妻）739万人を差し引いた数字である。
- 註）拠出金の単価は、厚生省試算で、加入者およびその被扶養配偶者1人当たり8,198円（59年度価格、61年度実施分）
- 註）上図はラフな試算である。また、受給額は受給者ごとに異なるので、金額上の比較としては誤差がある。

みても不均衡となつてゐる。



(6) 供給調整の画一的実施は既得権侵害

① 併給調整は必要と考えられるが、個々

の年金水準を無視して、低額年金の併給も一律に禁止しており、既得権・期待権が損われる。

② 「改正案」が成立した場合、昭和六一年三月三一日までに夫が死亡すれば併

給、四月一日以降死亡すれば併給禁止という矛盾が生じ、経過措置もとられない。

(7) 所得制限の基準が不明確

退職共済年金は、厚生年金、私学共済、農林漁業共済等に加入している場合、その者の給与と年金が公務員の標準的な給与の年額を超えた場合、一%から九〇%の範囲で支給停止されることとなっているが、天下り官僚等の年金給付規制、再就職者の低賃金支給構造の解消などの対策が明確になっていない。

(8) 懲戒処分による支給制限の不当性

① 職域年金部分（ $1.5/1000$ ）について、懲戒処分等によって支給停止が行なわれることとなっており、年金が労務管理の手段におとしめられている。  
② 職域年金部分の財源は労使折半負担とされているにもかかわらず、支給停止の

対象となるのは明らかに不当である。

の適用とする経過措置と比較しても、過酷な改定である。

(9) スライド

従来の賃金スライドが物価スライドに変更される。

(10) 算定基礎

国公共年金の算定基礎を標準報酬とすることは、管理職手当のはねかえり等で上厚下薄を生じるほか、個々の職種によつて格差が生じ、また通勤手当のような年金にはねかえるべきでないものもふくまれてしまう。

特に地共済と異った扱いをすることは将来混乱を起すことは明らかである。

(11) 特定消防職員、三交替制勤務など特殊職場労働者の支給開始年齢

特定消防職員の五五歳支給開始が、雇用・労働条件の整備が具体化されないまま、六〇歳へくりのべられようとしている。

(12) 既裁定者のスライド停止

① 既裁定者の年金計算も通金方式に一体化され、基本方式適用者は年金現額の保障と通年方式で計算された年金額に達するまでのスライド停止が行なわれる。  
② これは厚生年金の既裁定者は現行制度

## 特集

# 「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案」に対する衆議院本会議における代表質問

許認可等民活問題対策特別委員会事務局長

小川仁一

ただ今議題となりました、「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案」につきまして、ご質問致します。

議題となつております法律案は、二六本の法案を一括まとめたものであります。二六

法案のうち二二本については行革審答申関係、一本重複致しますが五本はアクション・プログラムの関係となつております。法案を提出するに至る経過も異なります。また、行革審の関係は総務庁長官、アクション・プログラムの関係は特命事項担当大臣が担当であり、各法律の所管省も大蔵省、厚生省、通産省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省に分かれています。このように多岐に渡る法案を一括法案としたのは、ただ単に国会を通じさせやすいという理由であることは一目瞭

然であります。しかも政府は、行革関連の規制緩和について先に閣議決定した規制緩和事項二五八項目のうち、把握しているだけで十四項目について、既に告示、通達等をもつて措置済と聞いております。

私は、これは、国会の審議権の侵害、常任委員会制度の無視であると考えます。総理を除き十省の大臣の所管に分かれている法案に対するこの本会議質問においても答弁を行う大臣は三名に制限されております。内閣委員会で具体的に審議するに際しまして総理を筆頭に十大臣がそろつて委員会に出席するのでしょうか。また、例えば、地代家賃統制令一

第二に、私は、この間の行政運営についてお伺いいたします。最近、政府においては私的諮問機関なる便利な機関を作り、その答

申・報告にそつて行政運営を行う風潮が盛んあります。また、法律で定められた審議会の活用についても政府の好む処は鵜呑みにして、好まぬ処は差消しているかに見受けられてしません。靖国神社の公式参拝問題は、その象徴と言えます。私的諮問機関で基礎データの調査を行う、あるいはいくつかの意見の一つとして個人的に参考にする、あるいは国会で成立した法律の運用面で各界からの意見を聞く場所として審議会を活用する等なら判ります。しかし、行革審のごとく社会保障も判らない、地方自治も判らない、単に総理の個人的友好関係に有るだけという財界人が暴虐無人に何でも首を突っ込んでひつかきまわすという現状、そして、政府があたかもそれを国民世論のごとく装い、施策を進めるというのは正常ではありません。社会保障の問題は社会保障制度審議会、地方自治の問題は地方制度調査会で調査・議論する、立法化が必要なものは、まず国会において議論を尽くす、政府はそれに基づき行政運営を行うといふ、本来の筋道に戻るべきと考えますが、総理は、私的諮問機関、法律で定めるところの審議会、そして国会を各々どう位置付けられておられるのか、存念を伺いたく存じます。

第三に、行革と国民主生活について伺つておきたいと考えます。先の通常国会におきまして高率補助金一律カット等一括法が一年限りという公約付けて成立いたしました。しかし、その後の推移を見ていると危ぐをかんじざるを得ません。大蔵・厚生・自治三大臣覚書に基づく社会保障制度の検討を行うべく設置された補助金問題検討会においては社会保障のみならず文教、建設、農林水産行政までが何時間にか検討の対象に入つております。今国会においては共済年金四法案が審議されようとしておりますが、一年限りの特例措置とされた厚生年金基金等に対する国庫負担の四分の一の繰り延べが本当に六一年度は行われず、返済が開始されるか否かは四法案審議の重大な前提であります。行革関連法案は次々と出ますが、以後の約束は守らないでは、今回の法案を審議できないと考えます。この際、高率補助金カットの問題も含め、公約通り六一年度においては通常に戻すとお約束頂きましたが、総理及び大蔵大臣の答弁を求めます。

第四に、アクション・プログラムに關わる経済問題について幾つかのご質問を致します。

第一に、先般、政府によつて決定された「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」は、非関税障壁の象徴として欧米各国から批判されている基準・認証制度や輸入プロセスの改善などの措置によつて、国際水準を上回るわが国の市場開放を達成し、輸入の増大を通じて日米貿易摩擦を頂点とする国際通商摩擦の解消をはかるものとされ、今回の法改正もその一環とされています。しかし、今日わが国の実効税率は先進国中最底であり、また、残存輸入制限品目も二七品目に減少しているなど、わが国の市場は十二分に開放されているとされております。従つて、今回のプログラムによつて通商摩擦解消の効果を期待することは困難と判断されますが、政府は、どのような効果が上がるか具体的に考えておられるのか、担当大臣の明確な答弁を期待致します。

第二に、規制緩和による国内中小企業に対する影響については、どのようにお考えでしょうか。たとえば、皮革・皮靴製品の市場開放問題については、日米間で現に協議中であるにも係らず、レーガン大統領が米通商法三〇一条の発動を表明するやいなや、政府がこの問題を政治的駆け引きの道具として使用せんとしていることは誠に遺憾であります。日本における当該業界や労働者にいかなる被害をも与えていないことは明らかであります。しかも、日本における当該産業は、中小地場産業として形成されており、地域不況と内需停滞のもとで疲弊しているのが実態であります。規制緩和の国内中小企業に与える影響について十分な調査を行つてゐるのではありませんか。緩和に対抗して如何なる保護、育成策をお持ちなのでしょうか。私は、影響調査

と具体的育成策の提示を政府に求めます。

第三に、今法案に盛り込まれてあるものは、消費生活用品、消防器具、ガス器具の自己認証制や航空機関士の乗り組み規制の緩和など、

いずれも国民の生命、身体の安全に関わるものであります。先の日航機事故、ワインへの不凍液混入事件、その他を考えると、国民生活の安全を担保する社会的規制を安易に緩和することは認められないというのが、国民全体の世論であります。国民生活の安全をどう考えるのか、あえて危険を犯しつつ緩和することによって具体的に輸入増加の効果をどの程度見込んでいるのか、お答えを頂きたいと存じます。

第四に、社会党は、日米貿易摩擦の根本的原因は両国の経済政策の違いと各々の矛盾か

ら生じているものと考えます。即ち、貯蓄不足下における米国の大胆な内需喚起政策による過剰投資という現象と、貯蓄過剩下にあるわ

が国の内需抑制政策による過小投資という状況から派生しているものであります。従って、日米貿易摩擦は、市場開放を云々するのではなく、日米両国間の貯蓄と投資のバランスの不均衡を中期的に構造的に調整するための、日米各自の経済政策の転換によってのみ打開しえると言つても過言ではありません。しかるに政府は、一面的な財政緊縮政策を取りつけ、個人消費の拡大策を放置し、実効性の

極めて疑わしい市場開放策と財政の自治体や国民負担への転嫁、歴史的に失敗している公共部門の民間への移転、即ち民間活力の導入

という誤った道を歩もうとしております。わ

が党は、高齢化社会に対応する生活関連社会

資本、住宅の整備と社会保障制度の拡充、大幅な所得減税、政策減税の実施と労働時間の短縮、給与、年金水準の引き上げこそ緊急に

実施、推進すべき政策であると主張しますが、

総理は、どのような対案をおもちであるのか明確にご提示頂きたいとかんがえます。

以上をもつて私の質問を終わります。

#### 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、検討の上、善

処するよう要望する。

一、地代賃貸統制令の廃止にあたっては、その対象土地家屋の借地借家人に与える社会的、経済的影响を考慮し、公共住宅への入居あつせん等を含め借地借家人の生活の激変緩和に努めるとともに、周辺の地代、家賃に影響が及ばないよう配慮すること。

一、民間活力の促進と行政の簡素・効率化を図るため、許認可等を定期的に見直すとともに、規制緩和措置の有効性の確保を図ることなど、引き続きその整理合理化を検討すること。

一、経済摩擦問題の解消と自由貿易の促進を図るため、輸入検査手続きの一層の改善等の措置を講ずること。

右決議する

一、本年九月二十四日の閣議決定〔当面の行政改革の具体化方策について〕に基づく都市開発規制緩和等にあたつては、都市開発の促進、宅地開発の円滑化等を図る一方で、

地方自治体の自主性を尊重するとともに、良好な居住環境を確保するよう十分配慮すること。

一、前項の閣議決定に基づく運輸関係の規制緩和にあたつては、今後とも安全の確保に努めるとともに、過当競争による輸送秩序

の混乱や労働環境の悪化をきたさないよう十分配慮すること。

## 特集

# 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案提案理由及び要綱

### 提案理由

ただ今、議題となりました日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現在、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づいて進められている特定地方交通線対策については、当該地域における交通の確保、住民の利便等が十分反映されないまま廃止が強いられているため、地域住民の強い反発を招いており、誠に遺憾と言わざるを得ません。

申すまでもなく、特定地方交通線は、当該

地域において地域住民の生活に欠くことでの足として定着しており、とくに、交通弱者と言われる通学生、高齢者をはじめモータリーゼーションの流れに乗れない人々にとっては、特定地方交通線は唯一の輸送機関と

なっております。

また、特定地方交通線は、単に、地域交通の中核としての役割のみならず、當業キロが百キロメートルを超える長大路線を抱えているほか、地方中小都市間輸送、大都市への優等列車による直行輸送が現に行われているなど、全国交通ネットワークとしての重要な役割も担っており、その公共性はきわめて大きいものがあります。

このように、特定地方交通線が重要な役割・使命を果たしているにもかかわらず、現行では、単に効率性の観点から、乗合バス事業に転換すること前提に特定地方交通線を廃止する措置がとられております。

一方、バス転換につきましても、最近の道路交通の渋滞混雑は、都市部、農村部を問わず全国的な現象となつております。また、鉄道のもつ大量、定時、無公害、省エネルギー輸送の特性、機能をそのままバスに代替させることは到底不可能であります。その上、バス転

申すまでもなく、特定地方交通線は、当該地域において地域住民の生活に欠くことでの足として定着しており、とくに、交通弱者と言われる通学生、高齢者をはじめモータリーゼーションの流れに乗れない人々にとっては、特定地方交通線は唯一の輸送機関と

実現は至難の業となり、後世に大きな禍根を残すことになります。鉄道が敷かれて駅ができ、駅を中心町や村ができました。鉄道とりわけ駅は、その町や村の玄関であり、集会所であり、地域住民にとっては心のふるさとともに言えましょう。長年、鉄道とともに生きてきた地域から、安易に鉄道を奪い去ることは、町や村の存立に大きな打撃を与えることになり、ひいては、過疎、過密現象を一層促進させ、政府の標榜する国土の均衡ある発展に逆行する措置と断じても過言ではありません。

しかし、効率性優先による特定地方交通線の廃止は、当該地域における交通の確保や住民の利便が十分考慮されなければなりません。鉄道の努力で築き上げられた鉄道網を寸断することは到底不可能であります。その上、バス転

換に伴う地方公共団体はじめ地域住民の経済的負担の高まりについては既に多く指摘されているところであります。

果たして、特定地方交通線は真に不必要と言えるでしょうか。その廃止は唯一無二の政策選択の道であります。

特定地方交通線は、効率性が悪いと言われます。

昭和五九年度決算における特定地方交通線全線の赤字額は七五〇億円と少なく、

国鉄全体の損失一兆六、五〇五億円のわずか四・五%に過ぎません。

東北新幹線の赤字額の半分でしかないのです。

交通線に地域住民の要望に沿つて駅を配置したり、使い良い列車ダイヤの編成、レールバ

スの配置などの工夫を講ずれば、その利用度は格段に高まり、収益も改善されるはずです。

以上申し述べましたように、特定地方交通線の安易な廃止については、多くの問題があり、むしろ利用の仕方を工夫し、再活性化することが国土発展の将来に向けて必要であるます。

従いまして、特定地方交通線対策として、

まず、特定地方交通線の選定、承認を厳正に見直すほか、現行の特定地方交通線対策協議会に二年間の期限をつけ、協議が調わない場合は当該特定地方交通線を廃止するとい、「見切り発車」「強制廃止」の仕組みを改め、協議会の期限を二年から五年に延ばすとともに

に、協議会の会議の構成員を行政当局のみに限定せず、利用者代表などを加え、地域交通の在り方を踏まえた検討の場に改变する必要があります。

このようにすることにより、国鉄の営業線として存続維持する道も残した上で、特定地方交通線の存廃を決めることが可能となり、

地域の意思を尊重しつつ、可能な限り、鉄道として存続できる方向で結論を導くことがで

きるようになります。

本法律案は、以上の考え方のつどり提案するものであります。

次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、特定地方交通線対策の目標を、昭和六〇年度から六五年度に延長するとともに、特定地方交通線対策を効率性に重点をおくことをやめ、地域交通の確保を重視して進めることに改めています。

第二は、特定地方交通線の選定及び承認に当たっては、その対策を乗合バス事業への転換が適当である営業線としておりますが、これを削除し、輸送効率が著しく低い営業線に限定することとしております。

## 第一 特定地方交通線対策の目標

### 要 約

以上が、本法律案を提案する理由であります。

なにとぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

特定地方交通線対策は、昭和六十五年度までに講ぜられるものとすること（第二

学識経験者などを協議会の会議の構成員に加えることとしております。

第四は、協議会において、一定期間内に協議が調わない場合には、国鉄は、当該特定地方交通線の廃止の申請ができることになつておりますが、その規定を削除することとしております。

このほか、協議会が特定地方交通線の廃止を前提とするものではなく、当該地域における交通の在り方を踏まえて鉄道の存廃を協議する機関とすることに伴い、国鉄の経営改善計画に明示が義務づけられている廃止予定期を削除するなど所要の措置を講じております。

このほか、協議会が特定地方交通線の廃止を前提とするものではなく、当該地域における交通の在り方を踏まえて鉄道の存廃を協議する機関とすることに伴い、国鉄の経営改善計画に明示が義務づけられている廃止予定期を削除するなど所要の措置を講じております。

第二 特定地方交通線対策  
一 特定地方交通線の選定

第三は、特定地方交通線対策協議会は、学識経験者の意見を聴くことができることとしておりますが、地域交通の確保に十分留意して協議を行うために、新たに、利用者代表、

日本国有鉄道は、地方交通線のうち、

規定を整備するものとすること。

輸送効率が著しく低いものとして政令で定める基準に該当する営業線を特定地方交通線として選定し、運輸大臣の承認を受けなければならないものとすること

(第八条第二項関係)。

## 二 特定地方交通線対策協議会等

(1) 特定地方交通線対策協議会の設置目的を、特定地方交通線に関し当該地域における交通の確保に十分に留意し必要な協議を行うことに改めるものとす

ること (第九条第一項関係)。

(2) 協議会の会議の構成員に、当該地域における交通に関し学識経験を有する者の中から協議会が委嘱する者を加えるものとすること (第九条第二項・第三項関係)。

(3) 協議会の協議が二年以内に調わない場合の特定地方交通線の廃止の許可申請に係る規定を削るものとすること (第十条第三項～第五項関係)。

### 第三 その他

(1) この法律は、公布の日から施行すること (附則第一項関係)。

(2) 改正前の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第八条第二項の承認を受けた特定地方交通線に関する経過措置等所要の

一九八五・一二・五



## 人権週間にあたつて（アピール）

日本社会党中央執行委員会  
委員長 石 橋 政 嗣

今年も人権週間を迎えた。世界的には末期的弾圧体制のもとで、黒人の血が流れ続けている南アフリカのアパルトヘイト体制に、

（日本南ア友好議員連盟幹事長・石原慎太郎氏の発言）などの驚くべき差別的偏見がふりまかれている。

改めて関心を向けることを呼び掛けたい。「全人類に対する犯罪」と国連から指弾される南アの悪質な人種隔離制度を、今日なお継続させているものは何だろうか。

それは、わずか一五%の白人たちが独占する希少金属などの豊富な鉱物資源に関する権益と、これを吸い上げている多国籍企業の見どすること (附則第一項関係)。

九月二五日、安倍外相は国連総会でアパルトヘイト撤廃を求める演説を行なつたが、いま日本に求められているのは言葉ではない。何よりも具体的な行動で人権意識の水準の高さを示すことである。

人種差別に関して日本が不名誉な地位にある証拠として、人種差別撤廃条約の未加入国であるという事実もまた指摘され続けてきた。同条約こそ、ファシズムの惨害に直結した人種主義再発の封じ込めと南アのアパルトヘイトの撤廃を直接の目的としたもので、一

九六年発効以来、実に一二四カ国が批准、加入を済ませている。

政府は、「国内法の整備」を理由に、批准手続きを見送り続けてきているが、今日ほど、同条約への国民の関心を喚起し、批准条件を整えるのにふさわしいときはない。日本国内の被差別部落をはじめ、障害者、アイヌ民族、在日朝鮮・韓国人差別などすべての「人種、皮膚の色、門地または民族、種族の別」による差別の実態を洗いざらい点検し、その解消のための作業に着手すべきである。

党は、日本が人権において国際的世論をリードする役目を果たすよう努力する。また、国内においては部落差別の実態を調査し、あらゆる差別の解決に向かう「部落解放基本法」制定のため全力を尽くす。同時に、党は、すでに批准した「女性差別撤廃条約」完全実施と、いま大きな社会問題となっている「いじめ」の解決のため、あらゆる努力をはらうものである。  
結党四十周年を迎えた、ニュー社会党は、反差別、人権の党であること改めて宣言する。

募集・採用・配置について、指針案は「募集・採用の区分ごとに女性を対象から排除しない」というだけで「女子のみ」或いは「男女別枠」の募集、採用を容認しています。これでは、男女の均等促進をさだめた法に反し、企業の雇用管理の現状を少しも変えることはなりません。

教育訓練に関する省令案についても、労働者の業務遂行過程外に行なわれるものの一部に限定され、わが国において最も大きな比重をしめる業務上訓練（OJT）が除外されていることは極めて問題であります。

労働基準法の女子保護規定にかかる省令案は、時間外労働・休日労働について、非工業的業種では、四週につき三二時間、一年につき二〇〇時間、休日労働は四週につき二日と大幅な規制緩和となり、労働時間短縮の国際的潮流に逆行するものとなっています。

時間外労働などの制限が撤廃される管理職の範囲を、日常業務を遂行する最小単位の組織の長まで大幅に拡大していくことも大きな問題であります。

深夜業禁止の例外となる業務についても、唐突に添乗員・警察官・郵便物の区分・運搬業務があらたにつけ加えられ、その範囲が拡げられています。

以上特に問題となる諸点をあげましたが、「均等法」の目的にもとづいて雇用における女

## 男女雇用機会均等法と「改正」労働基準法の指針・省令案についての要請

一〇月三一日、労働大臣は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下「均等法」という）にもとづく省令・指針及び「改正」労働基準法の省令案を関係審議会に対し諮詢しました。その内容は、男女の差別は正味さえていています。しかも、労働基準法の規制は廃止すべきであるというかねてからの企業の主張にそつたものとなっています。

「均等法」のめざすものは、「法の下の平等」のです。

を保障する日本国憲法の理念にのつとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進する」とことであり、これを実現するための指針であり、省令でなければならないと考えます。労働省案は「均等法」の目的にもそわづ、法律を制定した意味さえ失っています。しかも、労働基準法の「改悪」はいつそう厳しいものとなり、女性労働者が働きつづけることを益々困難にするものです。

以上特に問題となる諸点をあげましたが、「均等法」の目的にもとづいて雇用における女

性差別をなくし、平等を促進するための省令・指針案を再検討されるよう強く要請いたします。

一九八五年一二月四日

日本社会党婦人議員団

労働大臣  
山口敏夫 殿

男女雇用機会均等法施行（一九八六・四・一）にともなう指針・省令案  
(一九八五・一〇・三一)、その問題点

〈社会党婦人局〉

募集・採用		男女雇用機会均等法	指針・省令(案)	問	題	点
第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対する男子との均等な機会を与えるように努めなければならない。	(1) 募集又は採用に関し、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。 イ 募集又は採用に当たって、募集・採用区分(労働者を募集し、又は採用するに当たつての職種、資格、雇用形態、就業形態等の区分をいう。口において同じ。)ごとに、女子であることを理由として募集又は採用の対象から女子を排除しないこと。 (排除していると認められる例) ① 一定の職種について募集又は採用の対象を男子のみとすること。 ② 大学卒業者等一定の応募資格を定めて	第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対する男子との均等な機会を与えるように努めなければならない。	(1) (指針) イ 募集又は採用に当たつて、募集・採用区分(労働者を募集し、又は採用するに当たつての職種、資格、雇用形態、就業形態等の区分をいう。口において同じ。)ごとに、女子であることを理由として募集又は採用の対象から女子を排除しないこと。 (排除していると認められる例) ① 一定の職種について募集又は採用の対象を男子のみとすること。 ② 大学卒業者等一定の応募資格を定めて	一定の職種について募集・採用の対象を「男子のみ」または「男子歓迎・男子むき」などの表示を禁止し、「女子を排除しない」としているが、正社員は「男女募集」、パートや補助職の募集は「女子のみ」とみとめている点 例：・営業職一般＝男女、窓口事務＝女子 ・総合職＝男女、補助職＝女子 ・事務職・秘書・受付業務＝女子 ・フルタイム＝男女、パートタイム＝女子 女子	・営業職＝男子〇〇名、女子〇と採用人数 などは女性の排除や不利な扱いにはならないと に格差をつけること。	・営業職＝男子〇〇名、女子〇と採用人数 などは女性の排除や不利な扱いにはならないと に格差をつけること。

## 用採

## 集

募集し、又は採用する場合において、その対象を男子のみとすること。

(3) 将来の処遇についてあらかじめ区分を設けて労働者を募集し、又は採用する場合において、その対象を男子のみとすること。

(4) 常時雇用する労働者を募集し、又は採用する場合において、その対象を男子のみとすること。

(5) 募集又は採用に当たって、男子を表わす職種の名称を用い、又は「男子歓迎」、「男子向きの職種」等の表示を行うこと

(女子は排除しないことが明らかである場合を除く。)

□ 募集又は採用に当たって、年齢、婚姻の有無、通勤の状況その他の条件を付す場合においては、同一の募集・採用区分の男子と比較して女子に不利なものとしないこと。(不利なものとしていると認められる例)

(1) 応募することができる年齢の上限を設けて募集し、又は採用する場合において、女子が応募することができる年齢を男子に比して低く設定すること。

(2) 女子についてのみ、未婚者であることを条件とすること。

している。

この規定では、女性を対象から排除しないことを求めていいるだけで女性を男性と同様に扱うことになつていいない。特に「女子のみ補助職員募集」や「女子のみパート募集」などの募集方法は差別ではないとしている。これによつて女性の地位はかえつて低く固定化していくことになり雇用差別解消に何ら実効性をもたない。

男女平等問題専門家会議報告（一九八三年、三者構成）では、募集・採用について男女異なる取り扱いとされる例として

① 「男子のみ」「女子のみ」の男女別募集・採用人数に枠を設けること

② 男女異なる年齢・学歴・資格等の条件をつけること

③ 女子だけに婚姻の有無、子どもの有無、自宅通勤、容姿等の条件をつけること

④ 男女異なる雇用形態（常用・臨時）就業形態（フルタイム・パートタイマー等）で募集・採用するなどとしているものから大きく後退している。

第八条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対するより均等な扱いをするように努めなければならない。

(2) (指針)  
配置に関し、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

イ 一定の職務への配置に当たって、女子で

あることを理由として、その対象から女子労働者を排除しないこと。

(排除していると認められる例)

① 営業の職務への配置に当たって、その対象を男子労働者のみとすること。  
② 基幹的な業務を内容とする職務への配置に当たって、その対象を男子労働者のみとすること。

ロ 婚姻したこと、一定の年齢に達したこと等を理由として、女子労働者についてのみ、不利益な配置転換をしないこと。  
(不利益な配置転換をしていると認められる例)

① 女子労働者についてのみ、婚姻を理由として、通勤不便な事業場に配置転換をすること。  
② 一定の年齢以上の女子労働者のみを、合理化のための出向を対象とすること。

(3) 女子についてのみ、自宅から通勤することを条件とすること。  
(4) 「女子は未婚者優先」、「女子は自宅通勤者優先」等の一定の事情にある女子について不利に取り扱う旨の表示を行うこと。

ILO一六五号勧告は「労働者の配転にあたっては配偶者の職業・子どもの教育に配慮しなければならない」と明記しているが、その配慮が欠けている。

## 指針・省令(案)

問題点

(3) 昇進に関し、次に掲げる措置を講ずるよう  
に努めること。

イ 昇進に当たつて、女子であること的理由  
として、その対象から女子労働者を排除し  
ないこと。

(排除していると認められる例)

① 女子労働者に対して、役職への昇進の  
機会を与えないこと。

ロ 女子労働者については、一定の役職ま  
でしか昇進できないこととする。

口 昇進に当たつて、出勤率、勤続年数等一  
定の客観的条件を付す場合においては、男  
子労働者と比較して女子労働者に不利なも  
のとしないこと。

(不利なものとして認められる例)

① 男子労働者については一定の勤続年数

を経た場合に昇進させるが、女子労働者  
については当該一定の勤続年数を超える  
年数を経なければ昇進できないこととす  
ること。

② 男子労働者については出勤率が一定の  
率以上である場合に昇格させるが、女子  
労働者については出勤率が当該一定の率  
以上であることに加えて一定の勤続年数  
を経なければ昇格できないこととするこ

昇進について、「女子労働者を排除しないこと、  
不利益な取扱いをしないこと」とし、女性差別  
にあたるケースをあげているが、女性が法律上  
認められた当然の権利・結婚・妊娠・出産・育  
児を理由に昇進を拒否したり、遅らせることが  
ないようによる規定が欠けている。

適用除外	配置・昇進
<p>(指針)</p> <p>次のいずれかに該当する場合については、この指針を適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる職業に従事する労働者に係る場合</p> <p>① 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男子に従事させることが必要な職業（男優）、②守衛、警備員など防犯上の要請から男子に従事させが必要な職業、③これらである職業</p> <p>② 守衛・警備員等防犯上の要請から男子に従事させが必要である職業</p> <p>③ ①及び②に掲げる職業のほか、業務の性質上男子に従事させることについてこれら</p> <p>の職業と同程度の必要性があると認められ</p>	<p>ハ 昇進のための試験を実施する場合においては、男子労働者と比較して女子労働者に不利な取扱いをしないこと。</p> <p>(不利な取扱いをしていると認められる例)</p> <p>① 一定の役職に昇進するための試験の受験資格を、男子労働者には一定の勤続年数を経た場合に与えるが、女子労働者は当該一定の勤続年数を超える年数を経なければ与えないと。</p> <p>② 一定の役職に昇進するための試験の受験資格を、男子労働者には一定の勤続年数を経た場合に与えるが、女子労働者は当該一定の勤続年数を超える年数を経なければ与えないと。</p>
<p>適用除外について</p> <p>一、①芸術・芸能分野で表現の真実性等の要請から男子に従事させすることが必要な職業（男優）、②守衛、警備員など防犯上の要請から男子に従事させが必要な職業、③これらについて必要性を判断するのは企業側であり、同程度の必要性があると認められる職業があげられているが、具体性がない。特に③について必要性を判断するのは企業側であり、判断の幅は拡大されるおそれがある。</p> <p>二、労働基準法による女子の労働制限、禁止されている業務をあげているが、時間外労働、休日労働を規制していることを理由に女子労働者のほとんどが拡大解釈によつて、その</p>	

訓 練	適 用 外	男女雇用機会均等法
(2) 職務上の表位（業務を遂行するための最小）	(3) 風俗、風習等の相違により女子が能力を發揮し難い海外での勤務が必要な場合その他特別の事情により女子に対して男子と均等な機会を与えること又は女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをすることが適當でないと認められる場合	指針・省令（案）
(1) 新たに職業生活に入ることとなつた労働者を対象として行われる職業に必要な基礎的な能力を付与するための教育訓練	男女で異なる取扱いをしてはならない教育訓練の対象を基礎的経育訓練に限定している。「業務の遂行の過程外」という限度は範囲が極めて狭くなるおそれがある。OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）は日常仕事を行いつつ身につける業務上の訓練の教育訓練が除外されているのは大きな問題である。	対象になりかねない。

紛争の解決の援助	福利厚生	教育
<p>第十四条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置</p> <p>(1) 法第九条、第十条又は第十一條に定める事</p>	<p>第十条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(4) 住宅の貸与</p>	<p>(省令)</p> <p>法第十条の労働省令で定める福利厚生の措置は、次のとおりとするものとする。</p> <p>(1) 生活資金、教育資金その他労働者の福祉の増進のために行われる資金の貸付け</p> <p>(2) 労働者の福祉の増進のために定期的に行われる金銭の給付</p> <p>(3) 労働者の資産形成のために行われる金銭の給付</p>
<p>都道府県婦人少年室長の紛争の解決の援助の措置</p> <p>(1) 法第九条、第十条又は第十一條に定める事</p>	<p>(省令)</p> <p>都道府県婦人少年室長の紛争の解決の援助の措置</p>	<p>単位の組織の長以上の職務上の地位をいう。が同等である労働者又は新たに職務上の地位に就くことが予定されている労働者を対象として行われる当該職務上の地位にある者として業務を遂行するために必要な能力を付与するための教育訓練</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、対象者について職業上の資格、業務の種類等の要件を設けて行われる教育訓練であつて、当該対象者が従事し、又は従事することとなる業務の遂行に必要な能力を付与するためのもの</p>
<p>紛争解決の援助を求められた時の婦人少年室長の権限は助言・指導・勧告まででは正命令が出せない。</p> <p>強制的な調査権も与えられていない。只、事業主に「差別は止めて」とおねがいするのみ。</p>		

男女雇用機会均等法	指針・省令(案)	問題点
<p>機会均等調停委員会</p> <p>(設置)</p> <p>第十六条 都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、前条の調停（以下この節において「調停」という。）を行う機関とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第十七条 委員会は、委員三人をもつて組織する。委員は、学識経験を有する者のうちから、労働</p>	<p>紛争の解決の援助</p> <p>(1) 委員の任期等</p> <p>イ 委員の任期は、二年とするものとし、再任を妨げないものとすること。</p> <p>ロ 委員は、非常勤とするものとすること。</p> <p>(2) 委員会の組織及び会議</p> <p>イ 委員会に、委員の互選により選任された会長を置くものとすること。</p> <p>ロ 委員会は、委員一人以上が出席しないものとすること。</p> <p>ハ 委員会の議事は、調停案を作成する場合を除き、委員の過半数をもつて決するものとすること。</p>	<p>労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に關し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。</p> <p>(2) 法第十二条の規定に基づき、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針が定められた場合にあつては、当該指針に定められた措置</p>
		<p>項に関する措置</p> <p>(2) 法第十二条の規定に基づき、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針が定められた場合にあつては、当該指針に定められた措置</p> <p>差別是正の強力な権限と「室」の態勢を強化する必要がある。</p> <p>十月一日より「機会均等指導官」四人が配置された。六一年度、二二人増員の予算要求（労働省）が出されているが、最低全国都道府県四七室に一名の配置を「均等法」施行と同時に完了すべきである。</p>

# 機会均等調停委員会

大臣が任命する。

二 委員会の会議は、公開しないものとすること。

## (調停)

第十八条 委員会は、関係

当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年

室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聞くものとする。

第十九条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。  
(労働省令への委任)  
第二十一条 この節に定め

## (3) 調停の申請等

イ 法第十五条の調停(以下「調停」という。)

の申請をしようとする者は、記名押印した調停申請書を、当該調停に係る紛争の関係当事者である女子労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県婦人少年室の長に提出しなければならないものとする。

ロ 都道府県婦人少年室長は、関係当事者の一方から調停申請書が提出された場合において、必要と認めるときは、他の関係当事者に対して調停を行うことについて同意するか否かを確認すること。ただし、当該他の関係当事者が調停を行うことについて同意している旨を明らかにする書面が当該調停申請書の提出の際に提出されている場合には、この限りでないものとすること。

## (4) 関係当事者からの事情聴取等

イ 委員会は、調停を行う旨決定した事件の事実の調査のために必要があると認めるときは、関係当事者(法人である場合には委員会が指定する者)の出頭を求めることができるものとすること。  
ロ イにより出頭を求められた者は、委員会に出頭しなければならないものとし、この場合において、これらの者は、会長の許可

調停開始の要件について、相手方の同意を「確認」することになつてゐるだけで同意しない場合の方策が全く欠落している。

これでは調停開始は事実上不可能で、差別からの救済・差別是正の実効は無に等しくなる。婦人少年室長が、相手方の同意を得るための説得の努力を明記すべきである。

この点については法律自体、早急に見なおす必要がある。

調 停 委 員 会

男女雇用機会均等法

を得るもののが、委員会及び調停の手続に関する必要な事項は、労働省令で定める。

指針・省令(案)

問題点

を得て、補佐人を伴つて出頭することができるものとすること。

ハ 補佐人は、会長の許可を得て陳述を行うことができるものとすること。

二 関係当事者又はイにより委員会が指定した者は、会長の許可を得て当該事件について意見を述べることができるものとし、この場合において、これらの者は、会長の許可を得て他人に代理させることができるものとすること。

ホ ニにより他人に代理させることについて会長の許可を得ようとする者は、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、会長に提出しなければならないものとすること。

(5) 関係労使を代表する者の指名

委員会は、法第十八条の規定により当該事件につき意見を聞く必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとすること。

(6) 文書等の提出  
委員会は、当該事件の事実の調査のために

## 機会均等

必要があると認めるときは、関係当事者に対し、当該事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることができるものとすること。

### (7) 事実の調査等

委員会は、必要があると認めるときは、当該事件の事実の調査を特定の委員又はその他の者に委嘱することができるものとすること。

### (8) 調停案の受諾の勧告

イ 調停案の作成は、全委員の一致をもつて行うものとすること。

ロ 委員会は、調停案の受諾を勧告する場合には、関係当事者の双方に対し、受諾すべき期限を定めて行うものとすること。

ハ 関係当事者は、調停案を受諾したときは、その旨を記載し、記名押印した書面を委員会に提出するものとすること。

### (9) 調停の打切り

イ 委員会は、調停を継続することが適当でないと認める場合には、調停を打ち切ることができるものとすること。

ロ 委員会は、イにより調停を打ち切った場合には、理由を付して、その旨を関係当事者の双方に通知しなければならないものとすること。

### (10) その他

その他委員会及び調停の手続に関し所要の規定を設けるものとすること。

労 働 時 間 ・ 休 日			
労働基準法（女子関係）	規則改正・省令案	問 題 点	
第六十四条の二 使用者は、満十八歳以上の女子で第八条第一号から第五号までの事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、一週間にについて六時間、一年にについて百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。ただし、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業	一、非工業的事業における時間外及び休日の労働 非工業的事業における女子労働者の時間外労働時間の範囲は四週間にについて三十二時間、一年間にについて二百時間とするものとし、休日労働の範囲は四週間にについて二日とするものとすること。  二、時間外労働等の制限が解除される者の範囲 (1) 法第六十四条の二第四項の労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者で命令で定めるものは、業務を遂行するための最小単位の組織の長である者又は職務上の地位がその者より上位にある者で、労働者の業	① 非工業的業種の「時間外労働」一週間単位をとりのぞき四週につき三二時間、一年につき二〇〇時間としたこと。 つまり「時間外労働」は一週に集中して三二時間残業させることも出来、一日単位みると深夜業禁止時間帯に入る二二時ギリギリまで約五時間の残業が可能になる。	
		「休日労働」は四週間に二日（月二日）つまり二十日連続労働が可能な内容になつてゐる。（現行法は女子の	

男女雇用機会均等法	指針・省令（案）	問題点
法第三十三条第一項に規定する労働大臣の権限は、労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、事業主の事業場の所在地を管轄する都道府県婦人少年室の長が行うものとすること。	この省令は昭和六十一年四月一日から施行すること。	

## 男女雇用機会均等法施行にともなう女子労働基準規則「改正」案とその問題点

## 労 動 時 間 ・ 休 日

(2) 務に従事させる場合には、一週間にについて六時間の制限にかかわらず、二週間にについて十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

使用者は、満十八歳以上の女子で前項の事業以外の事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について、六時間以上十二時間以下での範囲内で命令で定める時間に当該週を単位とする期間の週数を乗じて得た時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間を超えて時間外労働をさせ、又は四週間にについて命令で定める日数以上の休日に労働させてはならない。

(3) 前項の命令は、同項の事業における労働による身体の負担の程度、同項の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲において、同項の事業の種類に応じて、定めるものとする。

(2) 務の遂行を指揮命令すること。  
法第六十四条の二第四項の専門的な知識又は技術を必要とする業務に従事する者で命令で定めるものは、次のとおりとするものとすること。

イ	公認会計士
ロ	医師
ハ	歯科医師
ニ	獣医師
ホ	弁護士
ヘ	一級建築士
ト	薬剤士
チ	不動産鑑定士
リ	新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究を中心として行う施設において、高度の科学的な知識を必要とする研究の業務に従事する者又は情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であつてプログラムの設計の基本となるものをいう。）の分析又は設計の業務に従事する者又は編集の業務に従事する者
ル	新聞又は出版の事業における記事の取材
ヲ	放送法に規定する放送番組又是有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律に規定する有線ラジオ放送若しくは有線テレビジョン放送法に規定する有線テレビジョン放送番組（以下「放送番組」と総称する。）

### 休日労働全面禁止)

これでは現状の男性労働者の労働量を追認した上に女性労働者にも「男並み」の労働を強いているもので、今日の労働時間短縮の要求に逆行している。さらに非工業的業種、工業的業種の区分は極めて不鮮明となつてゐる現在すべての女性に拡大されるおそれがある。従つて現行労基法の定める週六時間、年間一五〇時間の残業規制は守らせる必要がある。

(2) 時間外労働等の制限を解除される範囲にふくまれる。

(1) 管理職について、特に「業務を遂行するための最小単位の組織の長」という表現は、事業主が都合次第でさまざまに設けると予想される末端役職、あるいはTQC（トルタル・クオリティ・コントロール）＝全體的品質管理の長などにも拡大され、大挙女子を保護からはずしてしまふ恐れがある。管理職の範囲は労基法四一条二号の管理監督者の範囲にすべきである。

(2) 専門職の範囲についてはいままで婦人少年問題審議会の審議過程において、話題にも出ていなかつ

労働基準法（女子関係）	規則改正・省令案	問題点
<p>業</p> <p>第六十四条の三 使用者は、満十八歳以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、適用しない。</p> <p>一 第八条第六号、第七号、第十三号若しくは第十四号又は電話の事業に従事する者 二 女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者 三 前条第四項に規定する命令で定めるもの 四 品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務</p>	<p>労働時間・休日</p> <p>(4) 第一項及び第二項の規定は、満十八歳以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、適用しない。</p> <p>三、深夜業の禁止の例外となる業務</p> <p>(1) 女子の健康及び福祉に有害でない業務</p> <p>法第六十四条の三第一項第二号の命令で定してはならない。ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 第八条第六号、第七号、第十三号若しくは第十四号又は電話の事業に従事する者 二 放送番組の製作の業務 ホ 旅行業法に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行う場合における当該業務に限る。） ヘ 警察の業務（警察官以外の警察職員が行う場合にあっては、女子の留置又は保護の</p>	<p>の製作のための取材又は編集の業務に従事する者 ワ 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務に従事する者 カ 放送番組、映画等の製作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務に従事する者</p> <p>特に労働密度の濃いシステム・エンジニアや医師の指揮下で働く薬剤師などについて時間外・深夜業の規制を撤廃することは容認できないこと。</p>
<p>イ 航空機に乗り組むスチュワーデスの業務 ロ 女子のみを入居させる寄宿舎の管理人の業務 ハ 映画の製作の事業における撮影のための業務</p>	<p>① 深夜業の禁止を解除する業務として、従前のスチュワーデス、女子宿舎の管理人に今回新らしく添乗員、警察業務、郵政B（郵便物の区分、運搬）が加えられるなど範囲をひろげている点</p>	<p>た不動産鑑定士、有線ラジオ、有線テレビの番組製作の取材・編集者など対象の範囲がひろげられていること。</p>

その他の当該業務の性質上深夜業が必要とされるものとし  
て命令で定める業務に従事する者（一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内であるものに限る。）

五 深夜業に従事することを使用者に申し出た者（命令で定める事業に従事するものに限る。）であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの

② 第六十一条第二項及び第三項

の規定は、満十八歳以上の女子の深夜業について準用する。

の場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

③ 前二項の規定は、第三十三条第一項の規定によって労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合については、適用しない。

ト 業務及び少年の補導の業務に限る。)

ト 郵便事業における郵便物の区分、運搬等の業務（特殊の内勤事務に従事することを職務とする官職に就くものとして採用された者が行う場合における当該業務に限る。）

(2) 法第六十四条の三第一項第四号の命令で定める業務は、次のとおりとするものとし、同号の命令で定める時間は六時間とするものとすること。

イ そう菜製造業、弁当製造業、サンドイッチ製造業、調理パン製造業又は料理品小売業におけるそう菜、弁当、サンドイッチ、調理パンその他品質が急速に変化しやすい料理品の製造の業務

ロ めん類製造業における生めん類の製造の業務

ハ 水産練製品製造業におけるかまぼこ、ちくわ等の水産練製品の製造の業務

二 卸売市場法に規定する卸売市場における水産物の仕分け、配列、秤量、標示及び運搬の業務並びにこれらに附帯する業務

ホ 新聞小売業における新聞の配達の業務（イ、ロ及びハに掲げる業務については、缶詰、瓶詰等により長時間保存することができるよううにされるものの製造の業務を除く。）

(3) 深夜業従事の申出に係る事業等

② 業務の性格上深夜業が必要とされる業務の中に「かまぼこ、ちくわ等の製造業務」などを新たに加え拡大している点

③ 働く一日の労働時間がつねに通常

の労働者より短い者、つまり、新聞配達、弁当製造等に従事するパートタイマー女子労働者は「一日六時間以内」の深夜業を認めるとしている点

労働基準法上六時間以内の労働について休憩時間を与える必要はないとしている。

こうしたなかで深夜、連続六時間作業は問題である。

(4) 深夜業従事の申出に係る事業とし

規則改正・省令案	問 題 点
第六十四条の四 使用者は、満十八歳以上の女子を坑内で労働させ	勞働基準法（女子関係）
四、臨時の必要のため坑内で行われる業務等	業 夜 深
(1) 法第六十四条の四の命令で定める業務は、	イ 法第六十四条の三第一項第五号の命令で定める事業は、一般乗用旅客自動車運送業とするものとすること。 ロ 使用者は、法第六十四条の三第一項第五号の規定による承認を受けようとする場合においては、当該承認の申請に係る労働者（以下「申出労働者」という。）が深夜業に従事することを使用者に申し出た旨（当該申出の際に時間又は期間を限つて深夜業に従事することを希望した場合にあつては、当該時間又は期間を含む。）を明らかに申出労働者の署名又は記名押印のある書面及び申出労働者の第二種運転免許の免許証の写しを深夜業承認申請書に添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならないものとすること。
ハ 所轄労働基準監督署長は、ロに基づく承認の申請について承認又は不承認の決定をしたときは、申請をした使用者にその旨を通知するとともに、不承認の決定をしたときは、申出労働者にその旨を通知しなければならないものとすること。	て、タクシー、ハイヤーの運転手にており拡大される危険が大きい。 人は意向の尊重」という形がとられ
務」の対象として、医師、看護婦、新	

## 危・有害業務の就業制限

## 坑内労働の禁止

せてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者（次条第一項に規定する妊娠婦で命令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

**第六十四条の五 使用者は、妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子（以下「妊娠婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊娠婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。**

(2) 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、命令で、妊娠婦以外の女子に関して、準用することができる。

(3) 第二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定める。

- ポイラーの取扱いの業務
- ボイラーの溶接の業務
- ニ つり上げ荷量が五トン以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

年 令	重 量（単位：キログラム）	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満十六歳未満	一二	八
満十八歳以上	三〇	一五

**五、妊娠婦の就業制限の業務の範囲等**

(1) 法第六十四条の五第一項の規定により妊娠中の女子を就かせてはならない業務は、次のとおりとするものとする。

イ 次の表の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

危険有害業務の就業制限は妊娠婦（妊娠中、産後一年を経過しない女性）以外ほとんどの制限をとりはずしたこと。

医学的な裏付けが全くないままの撤廃は容認できない。

働く女性の生命と健康が、労働災害、職業病などの多発によって、おびやかされることとは明白である。

聞、出版、放送番組の取材業務とされているが、業務対象の拡大を防ぐハドメが必要である。

イ 医師及び看護婦の業務

□ 新聞の事業、出版の事業及び放送番組の製作の事業における取材の業務

(2) 法第六十四条の四の命令で定める妊娠婦は、妊娠中の女子及び坑内で行われる(1)の業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女子とするものとすること。

# の 就 業 制 限

労働基準法（女子関係）

規則改正・省令案

問 領 点

ホ 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

ヘ クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）ト 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務

チ 直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帶のこ盤（自動送り装置を有する帶のこ盤を除く。）

リ に木材を送給する業務

リ 操車場の構内における軌道車両の入換

え 連結又は解放の業務

ヌ 蒸気又は圧縮空気によるプレス機械又は

鍛造機械を用いて行う金属加工の業務

ル 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

ヲ 岩石又は鉱物の破碎機又は粉碎機に材料を送給する業務

ワ 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務カ 高さが五メートル以上であり、かつ、墜

## 危 有 害 業 務

落により労働者が危害を受けるおそれのある場所における業務

(2) 足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

タ 胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐栽の業務

レ 機械集材装置、運材索動等を用いて行う木材搬出の業務

ソ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアノ化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じん発散する場所における業務

ツ 多量の高熱物体を取り扱う業務

ヌ 著しく暑熱な場所における業務

ナ 多量の低温物体を取り扱う業務

ラ 著しく寒冷な場所における業務

ム 異常気圧下における業務

ウ 著しく岩機、鉄打ち機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務

(2) 法第六十四条の五第一項の規定により産後一年を経過しない女子を就かせてはならない業務は、(1)のイからヲまで及びヨからウまでに掲げる業務とするものとすること。ただし、口からヲまで、ヨからレまで及びツからムまで掲げる業務については、産後一年を経過しない女子が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限るものとすること。

施 行 期 日	危険有害業務 の就業制限	労 働 基 準 法 (女子関係)	規 则 改 正 ・ 省 令 案	問 题 点
			(3) 法第六十四条第二項の規定により妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子以外の女子を就かせてはならない業務は(1)のイ及びソに掲げる業務とするものとすること。	
八、 施 行 期 日	この省令は、昭和六十一年四月一日から施行するものとすること。			

## 編集後記

昨年は国連の提唱による「国際森林年」と称して森林の機能を見直し、そして森林を考え、森林づくりの年だった。わが国でも中曾根首相の「花いっぱい運動」から、森林にちなんだシンポジュウムが開かれるなどわざかながらの「国際連帯」がすんだようだ。しかし、考えてみると「国際森林年」などと銘打つて一年間ばかりの「運動」をするのはおかしなものだ。森林は大古の昔から人類にとって欠かせない存在で、なにもこと新らためて「森林年」などという年がつくられるのも森林をバカにした話である。

森林が形づくられるには千年、二千年という長い年月とそれを育て、利用し、共存してきた人間の歴史がある。そして、その森林や自然のバランスをわずかな時間で一方的に破壊してきたのも人間の仕業なのだ。工業化社会の進展とともに大気汚染や酸性雨によつて森林の活力が失われ、人口増加による焼畑農業の増加で森林のそう失はとどまるところを知らない。このままでは二一世紀初頭には地球上の二〇%の森林が失われ、集中豪雨や寒冷化がくりかえされ、砂漠化が急速にすすむといわれている。

アフリカの飢餓の原因は焼畑農業による森

林の過伐が原因だといわれている。森林と共に存してきた人類が森林を失なうことによって飢える。そこには人間の英知さえも失ないかねない自然を無視した工業化社会の「おごり」さえ感じる。

「国際森林年」は一年間だけのものではないはずである。

K

## 政策資料編集委員会

委員長 嶋崎 謙

編集委員 細谷治嘉 文

岡田利春  
佐藤觀樹  
藤田高敏  
森井忠良

木島喜兵衛  
野坂浩賢  
竹田四郎  
安永英雄

清水勇  
浜本万三

大木正吾  
久保亘  
瀬尾忠博  
小林高摩三

岩垂壽喜男  
佐間田勝美

船橋成幸  
榎林千里  
片山甚市

矢田部理  
沖崎利夫

渡辺三郎  
渡辺利夫

兼事務局長  
会計監査

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-180821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1986年1月1日発行

政策資料第232号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 嶋崎 譲

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

---

定価300円 (送料 50円)

---